

新型コロナウイルス感染症について

令和2年1月31日付けで文部科学省から「新型コロナウイルス感染症の最新情報について(令和2年1月31日18時時点)」により、「新型コロナウイルス感染症」を「指定感染症」として定める等の政令が2月1日から施行される旨の連絡がありました。

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に定める第一種感染症として、治癒するまで出席停止の対象になりますので、ご不明の点がありましたら、定時制までご連絡をお願いいたします。

問合せ先
定時制教頭 廣幡
電話(0465)23-1063